

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の札幌地裁・第1回期日（20190415）での原告の E さんの意見陳述書です。

意見陳述書

原告番号 6 番

私たちは交際 12 年になる女性同士の同性カップルです。私たちの日常生活は本当にありふれたものです。毎朝私は仕事が始まる 2 時間半前に起きて身支度を整えていつもの通勤電車に 30 分乗って会社へ行きます。パートナーは始業の 1 時間半前に起きて乗りなれた通勤バスに 20 分揺られながら会社へ行きます。パートナーは 8 時間の勤務を終えて私より先に帰宅します。たいていパートナーがペットに餌をやって、帰り道のスーパーで買った野菜や肉で 3 品か 4 品料理を作って、私の分を半分残して先に夕食を済ませます。私は夜の 10 時か 11 時に残業で疲れた体をひきずって帰宅し、パートナーが作り置きしてくれた夕食を食べます。バタバタと寝る支度を整え、先に寝室で休んでいるパートナーと二言三言会話を交わして眠ります。互いが休みの日は共通の趣味である温泉旅行か、食べ歩きをしに車で出かけます。仕事の日にはほとんどコミュニケーションが取れない分、休みの日は一週間分のお互いの出来事を話し合っ、一緒に笑ったり驚いたり、怒ったりもします。そうしてまたお互い仕事に行き、出来る方が家事を行って、精神的にも金銭的にも支え合って生きています。

ここまで私たちの日常生活を聞いて、本当にありふれたものだと感じたでしょう。その辺にいる男女のカップルや夫婦と何も変わらない生活をしています。こんな風に互いが健康で働けて元気な時は、同性婚の是非について議論したり、国が人権侵害するから訴訟を起こすなどややこしく難しいことを考えなくても幸せに生きていけます。

でも、もしどちらかが事故に遭ったら、自然災害に襲われたら、突然亡くなったら・・・そんな 2 人の非常事態が起きた時に、異性同士のカップルや夫婦とは比べ物にならないくらいの障害が待ち構えていることは私たちと同じように同性同士で生きているカップル皆が自覚していることです。

例えば、パートナーが出先で車に轢かれて意識不明で救急に担ぎ込まれたら、私に連絡はくるのでしょうか？連絡が来たとして駆けつけても、パートナーの家族と不仲であれば、法律上の親族ではない私は、集中治療室に入ったパートナーの家族に面会謝絶を言い渡されるかもしれません。

例えば、互いに別々の場所で自然災害に見舞われて避難所生活を余儀なくされた時、法律上で他人同士の私たちはどちらかの避難所に身を寄せて 2 人で避

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の札幌地裁・第1回期日（20190415）での原告の E さんの意見陳述書です。

難生活を送ることを認めてもらえないかもしれません。もちろん、私たちも地方自治体が行っているパートナーシップ宣誓制度を利用して、更に財布にはいつも緊急連絡先カードと宣誓カードを忍ばせて、自分たちの関係を簡潔に説明できる自衛策を行っています。ですが、どちらも民間団体や地方自治体が独自に作成した制度で、緊急事態に直面した時にどこまで効力を発揮してくれるかはわかりません。特に私は全国転勤のありえる会社に勤めているので、パートナーシップ制度を取り入れていない自治体に住む可能性も十分ありえます。

その他にも私たちは互いのライフプランを考える際に法的に関係を守られないことで色々な不利益を被っています。例えば家の購入など大きな買い物をする際に共同名義でローンを作ることができませんし、遺産相続もできません。私たちは現在家の購入を検討しています。家の購入を決めた後最初に直面するのはローンの名義をどちらにするかだと思います。更に、もし名義人のパートナーが亡くなった時に、どんなに長くそこで共に暮らしていても配偶者ではない私は、私たちの家を相続できない可能性も大いにあります。

他にも、婚姻関係を結んだ男女なら当然受けられる配偶者控除が受けられなかったり、子どもを設けたいと思った時に医療機関を通した体外受精や精子提供を受けられず、信頼性の低い民間の精子提供サイトを頼ったり、知り合いから精子を貰って自力で妊娠させる綱渡り的な妊娠をしなければなりません。もちろん、それで生まれた子供の親権も 2 人には与えられず、どちらかの子供となり、もし親権を持つ方がなんらかの事情で育てられなくなった時、親権をパートナーに移行することは決して簡単な話ではありません。

私たち同性同士のカップルは、国が私たちを法的に婚姻関係にあると認めないが為に、緊急事態の時はもちろん日常生活の様々な場面や、ライフプランを考える上での色々なステップで大きな苦労を強いられますし、常に不安定な立場に置かれます。

これだけ真剣に将来を考え、支え合って生きる 2 人が同性同士である、ということだけを理由にこんなにも不利益を受け入れなければならないのでしょうか？私たちのありふれた日常生活が壊れかけた時に、人生で大きな決断をする時に、法の下で婚姻関係にあるということは大きな後ろ盾になります。お互いに安定した収入があり、心身ともに健康で、家族や周囲の理解がある時は何の孤立も障害もないでしょうが、これらが永遠に保障される約束は誰にもできませんし、どれか 1 つが崩れてしまうだけで私たちの元にずるずると様々な問題が降

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の札幌地裁・第1回期日（20190415）での原告の E さんの意見陳述書です。

りかかってくるでしょう。

そんな不幸を招かない為に、国がどうか私たちにも婚姻によって受けられる沢山の社会保障を与えてくれるようになることを願っています。

そして、私たちのこの願いは、日本に数多くいるセクシュアルマイノリティの幸せの選択肢を増やすことに繋がります。近い将来下る司法の判断が、これだけ多くの人々の将来を決定づける重要な裁判となることをどうか忘れないでいてください。私は現在 27 歳ですが、20 歳までは「若いうちにこの世から早くいなくなりたいな」と思っていました。私と同じように、セクシュアルマイノリティの多くが自殺を考えたことがあり、自殺未遂を経験したことのある人もいます。自殺を考える理由は人それぞれでしょうが、私は 20 歳の自分が思っていた漠然とした将来への不安や未来への失望を抱えた若者をこれ以上増やしたくありません。私は 20 歳の時は同性同士で幸せに暮らしている大人が周りにおらず、同性愛者として生きることは誰からも祝福されず、後ろ指を差されながら生きていく他ないと思っていました。

私たちのように声を挙げられる者が司法の現場から「辛いよ、痛いよ、幸せになりたいだけなのに」と声を上げることから少しでも世の中の意識を変えていきたいです。法律や制度などのハード面が変わることで、日本に生きる人々の意識や価値観が変わっていくと私は信じています。

今回の訴訟が 123 年続く日本の婚姻制度にメスを入れて変化の一端を担うことを願っています。どうか私たちのありふれた日常生活を、どこにでもある当たり前の幸せを守る訴訟であっててください。以上です。